

Q1 所得とは何を指すのか

所得税等の算定基礎となる所得の考え方に準じて算出した額の夫婦合算によります。個人に複数の所得がある場合（例：給与収入と一時所得など）はこれらを合算した金額になります。

給与所得者の場合：1年間の給与等の収入金額－給与所得控除額

自営業者の場合：1年間の売上金額－必要経費

Q2 再婚の世帯も補助の対象となるか

補助の対象となります。ただし、夫婦の一方または双方が本交付金による補助を過去に受けたことがある場合（他の地方自治体での補助を含む）は補助の対象となりません。

Q3 婚姻を機に夫婦の一方が婚姻前から賃借している物件にもう一方が入居する場合や、婚姻前から夫婦が同居している物件の場合、補助の対象となるか

いずれの場合も対象となります。ただし、補助対象となるのは、夫婦の一方が婚姻前から賃借していた物件であれば婚姻を契機とした同居開始後に生じた費用に、また婚姻前から夫婦が同居している物件であれば、婚姻後に生じた費用に限ります。

一方、婚姻を機に新たに賃借する物件で、契約書等で婚姻を前提に同居していることが分かる場合は、同居開始日から補助対象となります。

Q4 夫婦の一方または双方の親等の親族が同居する場合にも補助の対象となるか

対象となります。ただし、住宅取得や住宅賃借のための契約名義が夫婦のいずれかであり、かつ、これらに係る費用の支払いを夫婦のいずれかが行っていることが必要となります。

Q5 夫婦の一方が婚姻前から親等の親族と同居しており、婚姻を機に配偶者が当該住宅に入居する場合、配偶者の引越費用は対象となるか

対象となります。

Q6 契約名義人が夫婦の親であり、夫婦が親に住宅賃借費用または住宅取得費用相当分を支払っている場合、補助の対象となるか

対象となりません。

Q7 家賃等について対象となる費用はどのようなものか

婚姻に伴う住宅取得費用は建物の購入費のみが、住宅賃借費用は、賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料のみがそれぞれ対象となります（限定列举）。

Q8 勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当分は対象外となるのか

対象外となります。このため、勤務先が発行する住宅手当支給証明書により、手当支給額を把握し、当該金額を控除した金額を対象とします。

Q9 勤務先が家主との間で賃貸借契約を締結している物件に入居し、申請者は勤務先に対し家賃相当額を支払っている場合、対象となるか

対象となります。この場合、賃貸借契約書で借入人が勤務先であること、給与明細書などにより補助対象者が勤務先に対し家賃相当額を支払っていることを確認します。

Q10 引越費用について対象となる費用はどのようなものか

引越業者や運送業者を利用して行った、住居の移転に伴う荷物の移動・運送に要した費用が対象となります。従って、引越業者や運送業者発行の領収書によって、引越費用であることが確認できない費目は対象外となります（例：不用品の処分費用、自らレンタカーを借りる・友人に頼む等して引っ越した場合にかかった費用 など）。